



発行 新潟県

第 22 号

平成26年3月25日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

5 新潟県農地災害応急ポンプ貸付規則の一部を改正する規則（農地管理課）

告 示

- 413 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 414 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 415 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 416 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 417 保安林の指定解除（治山課）
- 418 保安林の指定解除（治山課）
- 419 保安林の指定解除（治山課）
- 420 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 421 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 422 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 423 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 424 換地処分（農地整備課）
- 425 換地処分の届出（農地整備課）
- 426 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 427 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 428 公共測量の終了通知（監理課）
- 429 公共測量の終了通知（監理課）
- 430 基本測量の実施通知（監理課）
- 431 基本測量の終了通知（監理課）
- 432 基本測量の終了通知（監理課）
- 433 道路の区域変更（道路管理課）
- 434 道路の供用開始（道路管理課）
- 435 道路の区域変更（道路管理課）
- 436 道路の供用開始（道路管理課）
- 437 道路の区域変更（道路管理課）
- 438 道路の供用開始（道路管理課）
- 439 道路の区域変更（道路管理課）
- 440 道路の区域変更（道路管理課）
- 441 道路の供用開始（道路管理課）
- 442 道路の区域変更（道路管理課）
- 443 道路の供用開始（道路管理課）
- 444 廃川敷地等の発生（河川管理課）
- 445 都市公園の区域変更と供用開始（都市整備課）
- 446 車両の乗り入れができる場所の指定（都市整備課）
- 447 車両のうち自転車に限り乗り入れができる場所の指定（都市整備課）

公 告

新潟県民栄誉賞の表彰（秘書課）

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）

特定施設の届出に対する知事の意見（商業振興課）

争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

教育委員会告示

4 博物館の変更登録（文化行政課）

5 新潟県文化財の指定（文化行政課）

正 誤

平成20年 3月31日付け県報号外 3 企業局管理規程第 7 号中（企業局総務課）

平成26年 2月28日付け県報第16号教育委員告示第 2 号中（高等学校教育課）

規 則

新潟県農地災害応急ポンプ貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第5号

新潟県農地災害応急ポンプ貸付規則の一部を改正する規則

新潟県農地災害応急ポンプ貸付規則(昭和46年新潟県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|-------------|---|-------------------|-----|------------|-------------|---|-------------------|-----|------------|
| 別表(第7条関係) | | | | | 別表(第7条関係) | | | | |
| 応急ポンプ貸付料金表 | | | | | 応急ポンプ貸付料金表 | | | | |
| 番号 | 種類 | | | 貸付料 (円) | 番号 | 種類 | | | 貸付料 (円) |
| | 型式 | ポンプ (口径) | (略) | | | 型式 | ポンプ (口径) | (略) | |
| A-1~ A-8 | 水中ポンプ | 150 ^{mm} | (略) | 562 | A-1~ A-8 | 水中ポンプ | 150 ^{mm} | (略) | 547 |
| B-1~ B-8 | 水中ポンプ | 200 ^{mm} | (略) | 819 | B-1~ B-8 | 水中ポンプ | 200 ^{mm} | (略) | 796 |
| C-1~ C-6 | 片吸込みう ず巻き斜流 型 | 250 ^{mm} | (略) | 988 | C-1~ C-6 | 片吸込みう ず巻き斜流 型 | 250 ^{mm} | (略) | 961 |
| D-1~ D-3 | 片吸込みう ず巻き斜流 型 | 200 ^{mm} | (略) | 1,899 | D-1~ D-3 | 片吸込みう ず巻き斜流 型 | 200 ^{mm} | (略) | 1,846 |
| E-1~ E-3 | 片吸込みう ず巻き斜流 型 | 250 ^{mm} | (略) | 2,604 | E-1~ E-3 | 片吸込みう ず巻き斜流 型 | 250 ^{mm} | (略) | 2,532 |
| F-1・ F-2 | 片吸込みう ず巻き斜流 型 | 300 ^{mm} | (略) | 3,338 | F-1・ F-2 | 片吸込みう ず巻き斜流 型 | 300 ^{mm} | (略) | 3,245 |
| G-1~ G-4 | 水中ポンプ 用ディーゼ ル発電機 (150 ^{mm} 用) | | (略) | 2,122 | G-1~ G-4 | 水中ポンプ 用ディーゼ ル発電機 (150 ^{mm} 用) | | (略) | 2,063 |
| H-1~ H-8 | 水中ポンプ 用ディーゼ ル発電機 (200 ^{mm} 用) | | (略) | 2,513 | H-1~ H-8 | 水中ポンプ 用ディーゼ ル発電機 (200 ^{mm} 用) | | (略) | 2,444 |
| I-1 | 水中ポンプ 用ディーゼ ル発電機 | | (略) | 3,647 | I-1 | 水中ポンプ 用ディーゼ ル発電機 | | (略) | 3,546 |

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第413号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定する形質変更時要届出区域
胎内市協和町3964番の一部、4149番1の一部及び4149番6の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、シアン化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
シアン化合物

◎新潟県告示第414号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 変更事項 | | 変更年月日 |
|-------------------|--------------------|-------------------|--------------------|---------|
| | | 旧 | 新 | |
| 特別養護老人ホーム こぶし園 | 長岡市喜多町字鏡潟 501番1 | 長岡市深沢町2278番 地8 | 長岡市喜多町字鏡潟 501番1 | H26.3.1 |

◎新潟県告示第415号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

| 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定したサービスの種類 | 指定年月日 |
|-----------------|---------------------|---------------------------|------------------|------------------|-----------|
| 株式会社クレア メディコ | 長岡市緑町1丁目 38番地283 | ヘルパーステーシ ョンさわやか苑長 倉 | 長岡市長倉4丁目 101 | 訪問介護 | H25.12.31 |
| 株式会社クレア メディコ | 長岡市緑町1丁目 38番地283 | ヘルパーステーシ ョンさわやか苑長 倉 | 長岡市長倉4丁目 101 | 介護予防訪問介 護 | H25.12.31 |
| 有限会社二葉 | 十日町市稲荷町 3丁目5番地2 | 川西調剤薬局 | 十日町市高原田 201-8 | 居宅療養管理指 導 | H26.2.25 |
| 有限会社二葉 | 十日町市稲荷町 3丁目5番地2 | 川西調剤薬局 | 十日町市高原田 201-8 | 介護予防居宅療 養管理指導 | H26.2.25 |
| (株)紫音堂 | 村上市堀片6番5 号 | 株式会社紫音堂訪 問介護ステーショ ン | 村上市堀片6番5 号 | 訪問介護 | H26.3.1 |
| (株)紫音堂 | 村上市堀片6番5 号 | 株式会社紫音堂訪 問介護ステーショ ン | 村上市堀片6番5 号 | 介護予防訪問介 護 | H26.3.1 |

| | | | | | |
|---------------|-----------------------|-----------------|---------------|-----------------|---------|
| 社会福祉法人いじみの福祉会 | 新発田市岡田1746番地1 | デイサービスセンター陽だまり苑 | 新発田市岡田1746番地1 | 介護予防通所介護 | H26.3.1 |
| 社会福祉法人いじみの福祉会 | 新発田市岡田1746番地1 | 老人短期入所事業所陽だまり苑 | 新発田市岡田1746番地1 | 介護予防短期入所生活介護 | H25.9.1 |
| 社会福祉法人いじみの福祉会 | 新発田市岡田1746番地1 | デイサービスセンター陽だまり苑 | 新発田市岡田1746番地1 | 認知症対応型通所介護 | H26.3.1 |
| 医療法人新光会 | 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-34-24 | 医療法人新光会村上記念病院 | 村上市松山204-1 | 通所リハビリテーション | H26.2.1 |
| 医療法人新光会 | 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-34-24 | 医療法人新光会村上記念病院 | 村上市松山204-1 | 介護予防通所リハビリテーション | H26.2.1 |
| 株式会社老介護とき | 佐渡市下長木466番地1 | 老介護ときヘルパーステーション | 佐渡市下長木466番地1 | 介護予防訪問介護 | H26.1.1 |

◎新潟県告示第416号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称 独立行政法人国立病院機構新潟病院
- 2 所在地 柏崎市赤坂町3番52号
- 3 有効期間 平成26年4月12日から
平成29年4月11日まで

◎新潟県告示第417号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年3月25日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県小千谷市真人町字南山戊2728の10
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第418号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年3月25日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県十日町市新座字高場乙1293の3
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第419号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年 3月25日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県十日町市松之山赤倉字宮田45の18
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、五泉市の十全土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年 3月25日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 退 任
理事 五泉市安出53番地 吉井 久
退任年月日 平成26年 2月28日

◎新潟県告示第421号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成26年 3月25日

新潟県三条地域振興局長

| 事業主体の所在・名称 | 地区名 | 事業名 | 新規変更の別 | 認可年月日 | 根拠条文 |
|----------------|---------|------|--------|------------|------|
| 三条市 三条土地改良区 | 三条土地改良区 | 維持管理 | 変更 | 平成26年3月12日 | 第48条 |

◎新潟県告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営山谷地区農用地保全施設整備（ため池等整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成26年3月26日から平成26年4月22日まで
- 3 縦覧に供する場所
十日町市役所
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営小倉川ダム地区農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成26年3月26日から平成26年4月22日まで
- 3 縦覧に供する場所
佐渡市役所
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、三条市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備（農地環境整備）事業北五百川地区に係る換地処分をした。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、小国町土地改良区から区画整理（農業基盤整備促進）事業七日町地区に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成26年3月25日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第426号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

| 地区名 | 市町村 | 事業名 | 完了年月日 |
|-----|---------|---|------------|
| 上川 | 東蒲原郡阿賀町 | 農業用排水施設整備・農業用道路整備・農用地保全施設整備・農用地改良保全（中山間地域総合整備「一般型」）事業 | 平成25年10月3日 |

◎新潟県告示第427号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

| 地区名 | 市町村名 | 事業名 | 完了年月日 |
|-----|------|-------------------------------------|-------------|
| 棚広 | 上越市 | 農業用排水施設整備・農業用道路整備・区画整理（中山間地域総合整備）事業 | 平成25年11月12日 |

◎新潟県告示第428号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（2級水準測量）
 - 2 作業期間 平成25年 8月 5日から平成26年 2月28日まで
 - 3 作業地域 新潟港(東港地区、西港地区)、新潟空港、新潟西海岸
-

◎新潟県告示第429号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間 平成25年 8月30日から平成26年 1月31日まで
 - 3 作業地域 南魚沼市(一部)
-

◎新潟県告示第430号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
 - 2 作業期間 平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで
 - 3 作業地域 新潟県内全域
-

◎新潟県告示第431号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 基本測量（基準点測量）
 - 2 作業期間 平成25年 7月22日から平成26年 3月 7日まで
 - 3 作業地域 魚沼市 南魚沼市 東蒲原郡阿賀町
-

◎新潟県告示第432号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 基本測量（水準測量）
 - 2 作業期間 平成25年 8月19日から平成26年 3月 7日まで
 - 3 作業地域 新潟市 阿賀野市 上越市
-

◎新潟県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
 - 2 路線名 長岡見附三条線
-

3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 |
|--|------|--------------|-----------|
| 長岡市桂町字南邑 3583 番から 同市亀崎町字赤太郎 88 番 1 まで | 新 | 7.9～17.3メートル | 318.2メートル |
| | 旧 | 7.5～14.2メートル | 317.4メートル |

◎新潟県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 長岡三条見附線
- 2 供用開始の区間
長岡市桂町字南邑 3583 番から同市亀崎町字赤太郎 88 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月25日

◎新潟県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栃尾田井線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 |
|--|------|---------------|-------------|
| 見附市田井町字六十苅 486 番 1 から 長岡市百束町字田井分490番 1 まで | 新 | 12.5～34.3メートル | 1,920.5メートル |
| | 旧 | 13.2～34.3メートル | 1,921.5メートル |

◎新潟県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 栃尾田井線
- 2 供用開始の区間
見附市田井町字六十苅 486 番 1 から長岡市百束町字田井分 490 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月25日

◎新潟県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成26年 3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒谷竜光線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-------------------------|------|--------------|-----------|
| 長岡市川口木沢字稲葉 1253 番から | 新 | 2.5～50.6メートル | 536.6メートル |
| 同市川口木沢字倉曲り 1087 番 20 まで | 旧 | 2.5～21.8メートル | 646.0メートル |

◎新潟県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 荒谷竜光線
- 2 供用開始の区間
長岡市川口木沢字稲葉 1253 番から同市川口木沢字倉曲り 1087 番 20 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 3月25日

◎新潟県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 神立湯沢線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|---|------|-----------------|-----------|
| 南魚沼郡湯沢町大字神立字七谷切 3502 番から 同郡同町大字神立字七谷切3439番21まで | 新 | (A)7.4～55.7メートル | 189.5メートル |
| | | (B)9.7～55.7メートル | 178.4メートル |
| | 旧 | 7.4～55.7メートル | 189.5メートル |

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|------|--------------|-------------|
| 佐渡市羽茂滝平 1591 番 3 から 同市羽茂滝平 44 番 3 まで | 新 | 6.2～54.2メートル | 1,006.5メートル |
| | 旧 | 3.2～36.0メートル | 1,055.8メートル |

◎新潟県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡縦貫線
- 2 供用開始の区間
佐渡市羽茂滝平 1591 番 3 から同市羽茂滝平 44 番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月25日

◎新潟県告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|------|--------------|-----------|
| 佐渡市羽茂滝平 21 番 3 から 同市羽茂大崎 2217 番 1 まで | 新 | 3.5～52.9メートル | 469.3メートル |
| | 旧 | 3.5～27.7メートル | 485.1メートル |

◎新潟県告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡縦貫線
- 2 供用開始の区間
佐渡市羽茂滝平 21 番 3 から同市羽茂大崎 2217 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月25日

◎新潟県告示第444号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成26年 3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 河川の名称
二級河川加治川水系姫田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成26年 3月25日
- 3 廃川敷地等の位置
新発田市西姫田字川前212番3地先（姫田川左岸）
新発田市東姫田字川前392番地先（姫田川左岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地1,581.04平方メートル

◎新潟県告示第445号

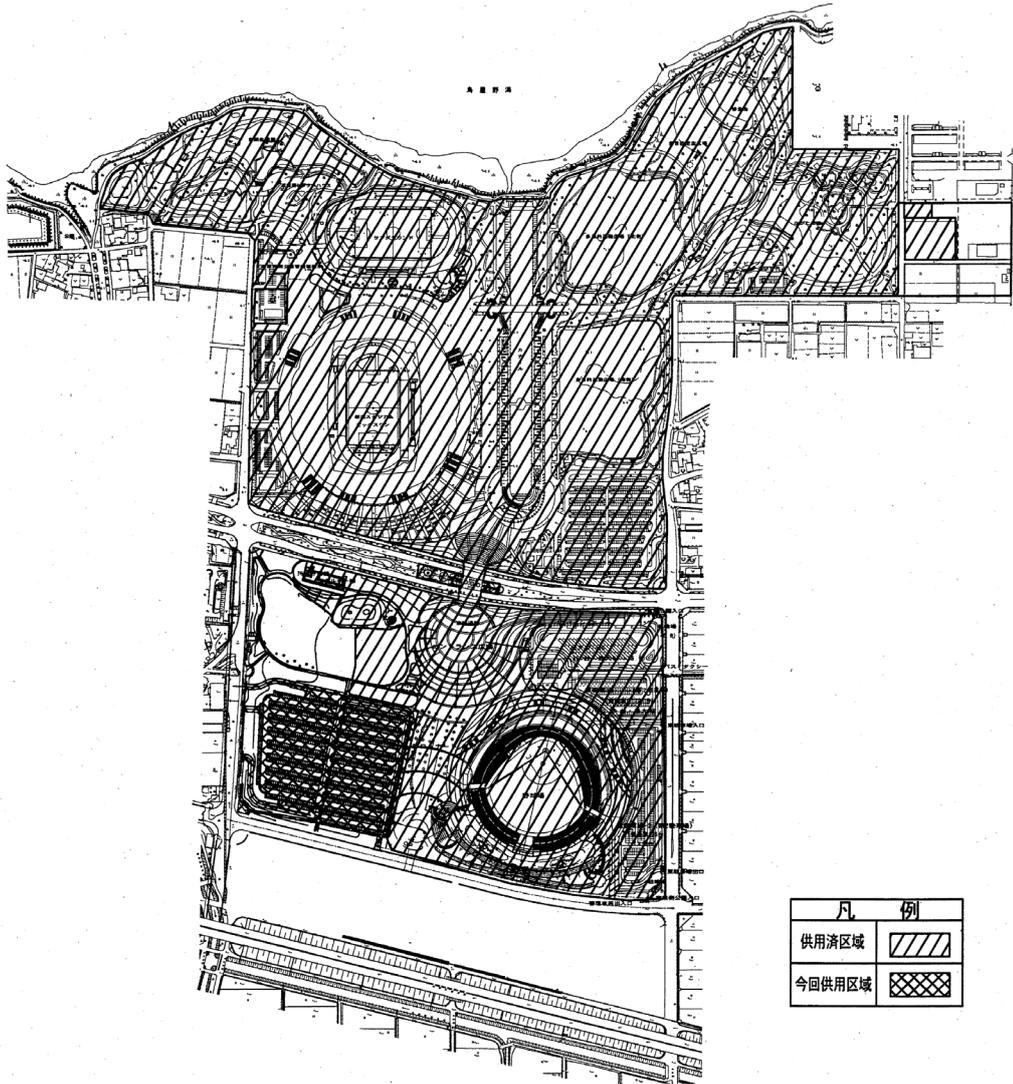
都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第14条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

平成26年 3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市公園の名称
新潟県立鳥屋野潟公園
- 2 都市公園の位置
新潟市中央区久蔵興野字中沖、鐘木、清五郎字川西及び字川東、長潟字大場、字宮谷内、字新田前、字長潟、字長谷内及び字北谷内並びに女池南3丁目
- 3 変更に係る都市公園の区域
新潟市中央区清五郎字川東及び長潟字宮谷内の一部（別紙図面のとおりに）
- 4 変更に係る区域の供用開始の期日
平成26年 4月 1日

新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）・供用開始区域



◎新潟県告示第446号

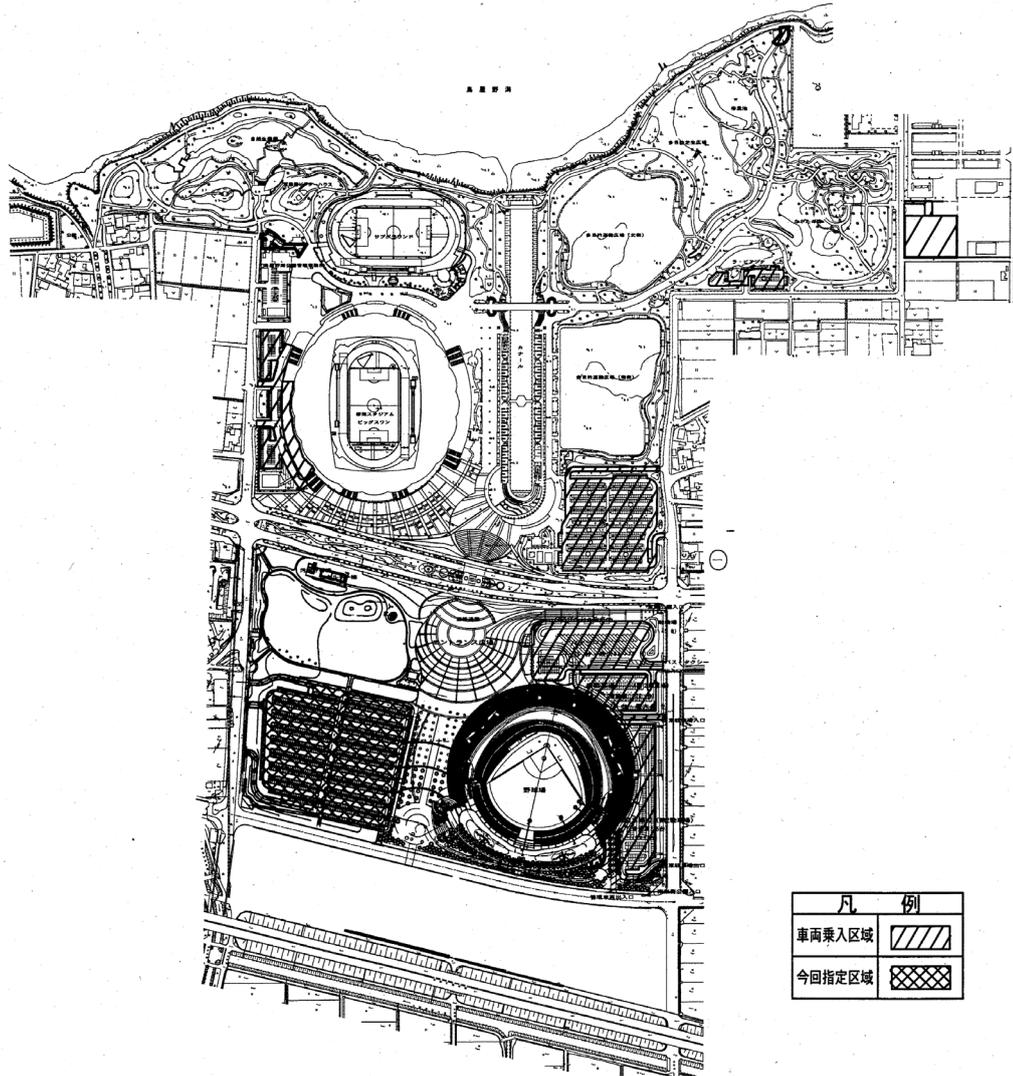
新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第4条第8号に規定する車両の乗り入れができる場所を次のとおり指定する。

平成26年 3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市公園の名称
新潟県立鳥屋野潟公園
- 2 公園施設の種類
園路及び駐車場
- 3 位置
新潟市中央区清五郎字川東及び長潟字宮谷内の一部
- 4 区域
別紙図面のとおり

新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）・車両乗入区域



◎新潟県告示第447号

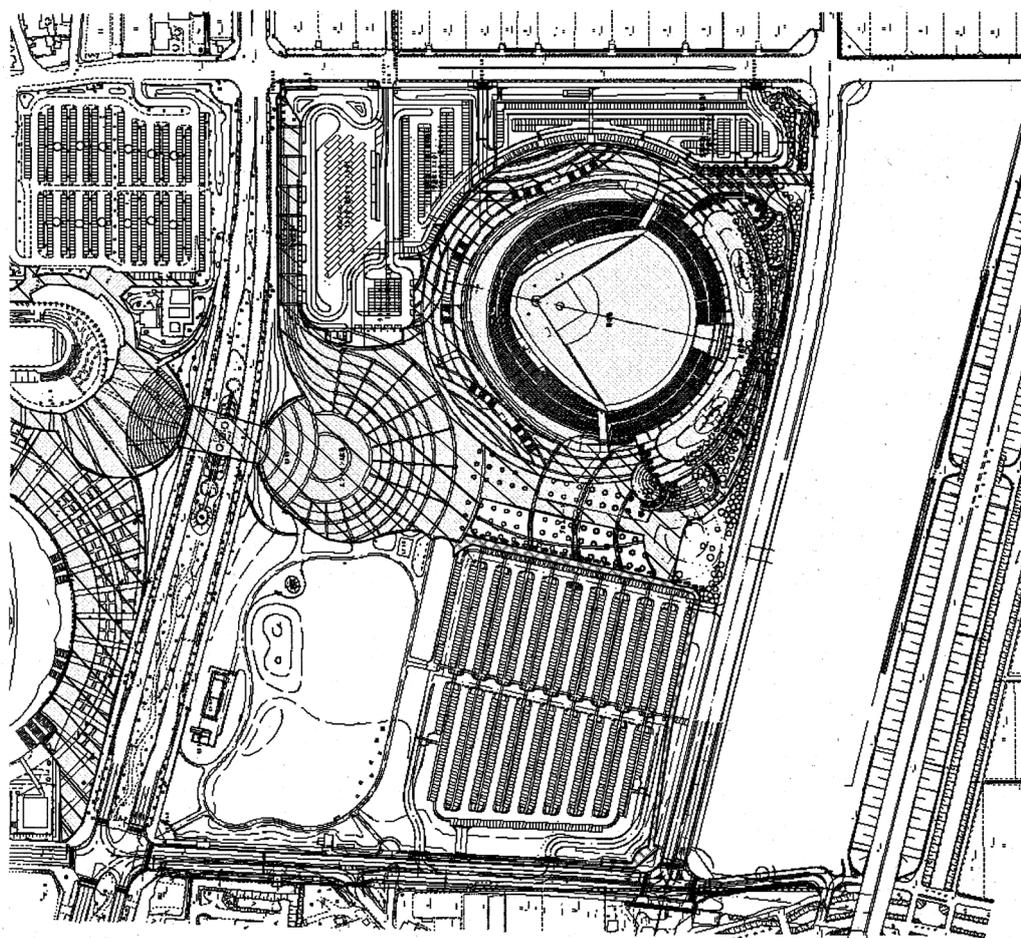
新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第4条第8号に規定する車両のうち自転車に限り乗り入れができる場所を次のとおり指定する。

平成26年 3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市公園の名称
新潟県立鳥屋野潟公園
- 2 公園施設の種類
園路及び駐車場
- 3 位置
新潟市中央区清五郎字川東及び長潟字宮谷内の一部
- 4 区域
別紙図面のとおりに

新潟県立 鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園)・自転車限定の乗入区域



| 凡 例 | |
|-----------|--|
| 自転車限定乗入区域 | |
| 今回指定区域 | |

公 告

新潟県民栄誉賞の表彰について（公告）

新潟県民栄誉賞規則（平成12年新潟県規則第157号）第2条の規定により、次の者を表彰した。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

| 功 績 | 氏 名 | 所在地 |
|--|--------|------|
| 第22回オリンピック冬季競技大会 フリースタイルスキー女子ハーフパイプ 第3位 | 小野塚 彩那 | 南魚沼市 |

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 新村上ショッピングプラザ
所在地 村上市仲間町197番外
設置者 イオンリテール株式会社ほか1者
- 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の変更及びその他の変更）に関する届出
公告日 平成25年11月8日
- 意見の概要
 - 村上市からの意見の概要
意見なし
 - 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 縦覧期間
平成26年3月25日から平成26年4月25日まで

特定施設の届出に対する知事の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86条。以下「条例」という。）第14条第1項の規定による知事の意見を次のとおり公表する。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 特定施設の名称、新設に係る土地の所在地及び設置者
名 称 長岡マーケットモール
所在地 長岡市古正寺町字中割203外110筆
設置者 福田アセット&サービス株式会社ほか8者
- 意見の概要
県の意見を有しない。
- 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
（なお、長岡市商工部商業振興課、新潟市経済・国際部商業振興課、三条市経済部商工課、柏崎市産業振興部商業労政課、小千谷市商工観光課、十日町市産業観光部産業政策課、見附市産業振興課、燕市商工観光部商工振興課、魚沼市商工観光課、弥彦村産業振興課、出雲崎町産業観光課及び刈羽村産業政策課でも閲覧可能）

4 縦覧期間

平成26年 3 月25日から平成26年 4 月25日まで

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、立川メディカルセンター労働組合中央執行委員長渋谷明から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成26年 3 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期 間

平成26年 3 月31日午前 0 時以降本問題解決まで

3 場 所

立川メディカルセンター労働組合員が従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、南浜病院労働組合執行委員長中川甚一郎から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成26年 3 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 要求事項

賃金引き上げ、労働条件改善

2 期 間

平成26年 3 月28日17時以降本問題解決まで

3 場 所

南浜病院労働組合員が従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、桑名病院労働組合執行委員長市橋義裕から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成26年 3 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期 間

平成26年 3 月29日午前 0 時以降本問題解決まで

3 場 所

桑名病院労働組合員が従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、青松会職員労働組合執行委員長富樫宣明から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成26年 3 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 要求事項

賃金引き上げ、待遇改善

2 期 間

平成26年3月28日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

医療法人青松会松浜病院の従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、恵松会職員労働組合執行委員長相田拓也から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 要求事項

賃金引き上げ

2 期 間

平成26年3月28日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

恵松会職員労働組合員が従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、健進会職員組合執行委員長阿部由美から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 要求事項

賃金引き上げ、人員要求、待遇改善、その他の要求

2 期 間

平成26年3月31日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

健進会職員組合員が従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、新潟中央病院千歳園職員組合執行委員長丸山誠から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期 間

平成26年3月31日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

新潟中央病院千歳園職員組合員が従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、青山信愛会職員労働組合中央執行委員長小林裕史から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 要求事項
賃金引き上げ
- 2 期 間
平成26年3月28日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
青山信愛会職員労働組合員が従事する全職場
- 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、西蒲中央病院職員労働組合執行委員長山口智誉から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 要求事項
賃金引き上げ、その他の要求
- 2 期 間
平成26年3月31日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
西蒲中央病院職員労働組合員が従事する全職場
- 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第4号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第1項に基づく届出により、平成26年3月5日に次のとおり変更登録した。

平成26年3月25日

新潟県教育委員会教育長 高井 盛雄

| | | |
|------------|---|--|
| 設置者の名称及び住所 | 一般財団法人北方文化博物館 新潟県新潟市江南区沢海2-15-25 【変更前】 財団法人北方文化博物館 新潟県中蒲原郡横越村大字澤海 | 公益財団法人敦井コレクション 新潟県新潟市中央区東大通1丁目2番23号北陸ビル 【変更前】 財団法人敦井コレクション 新潟県新潟市東大通1丁目2番23号北陸ビル |
| 名称 | 北方文化博物館 | 敦井美術館 |
| 所在地 | 新潟県新潟市江南区沢海2-15-25 【変更前】 新潟県中蒲原郡横越村大字澤海 | 新潟県新潟市中央区東大通1丁目2番23号北陸ビル 【変更前】 新潟県新潟市東大通1丁目2番23号北陸ビル |
| 登録番号 | 新潟県 第3号 | 新潟県 第16号 |
| 変更年月日 | 平成25年4月1日 | 平成24年4月1日 |

| | | |
|------------|---|---|
| 設置者の名称及び住所 | 一般財団法人駒形十吉記念美術館 新潟県長岡市今朝白2丁目1番4号 【変更前】 財団法人駒形十吉記念美術館 | 公益財団法人新津記念館 新潟県新潟市中央区旭町通1番町754番地34 【変更前】 財団法人新津記念館 新潟県新潟市旭町1番町754番地34 |
| 名称 | 駒形十吉記念美術館 | 新津記念館 |
| 所在地 | 新潟県長岡市今朝白2丁目1番4号 | 新潟県新潟市中央区旭町通1番町754番地34 【変更前】 新潟県新潟市旭町1番町754番地34 |
| 登録番号 | 新潟県 第24号 | 新潟県 第25号 |
| 変更年月日 | 平成25年4月1日 | 平成25年4月1日 |

◎新潟県教育委員会告示第5号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

平成26年3月25日

新潟県教育委員会 委員長 栗田 修行

第5条第1項の規定による有形文化財の指定

| 種別 | 名称 | 員数 | 所在地 | 所有者・管理者 |
|-----------------|---------------------------|--------|--|---------|
| 有形文化財 (彫刻) | 木造薬師如来坐像（旧浄土寺本尊） | 1 軀 | 柏崎市原町3番23号 | 宗教法人普光寺 |
| 有形文化財 (彫刻) | 木造不動明王立像・木造毘沙門天立像（旧浄土寺伝来） | 2 軀 | 柏崎市原町3番23号 | 宗教法人普光寺 |
| 有形文化財 (彫刻) | 木造十二神将立像（旧浄土寺伝来） | 12 軀 | 柏崎市原町3番23号 | 宗教法人普光寺 |
| 有形文化財 (古文書) | 関山家文書 | 2,885点 | 妙高市大字関山1200番地1 | 妙高市 |
| 有形文化財 (考古資料) | 寺地遺跡出土品 | 262点 | 糸魚川市一ノ宮1383 （長者ヶ原考古館） 糸魚川市大字青海4657番地3 （青海総合文化会館） 糸魚川市大字外波903番地1 （翡翠ふるさと館） | 糸魚川市 |
| 有形文化財 (考古資料) | 余川中道遺跡出土品 | 255点 | 新潟市秋葉区金津93番地1 （新潟県埋蔵文化財センター） | 新潟県 |

正 誤

平成20年3月31日付け新潟県企業局管理規程第7号（新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程）
23ページの

| | |
|--|---|
| <p>「 (組織) 第8条 (略) 庶務課 庶務係 発電課 工務第1課 管理係 <u>三面係</u> 工務第2課 <u>胎内係</u> <u>県央係</u></p> | <p>「 (組織) 第8条 (略) 庶務課 庶務係 発電課 <u>発電係</u> 工務第1課 管理調整係 <u>胎内係</u> 工務第2課 <u>三面第1係</u> <u>三面第2係</u></p> |
| は、 | |
| <p>「 (組織) 第8条 (略) 庶務課 庶務係 発電課 発電係 工務第1課 管理係 <u>三面係</u> 工務第2課 <u>胎内係</u> <u>県央係</u></p> | <p>「 (組織) 第8条 (略) 庶務課 庶務係 発電課 発電係 工務第1課 管理調整係 <u>胎内係</u> 工務第2課 <u>三面第1係</u> <u>三面第2係</u></p> |

の誤り。

平成26年2月28日付け新潟県教育委員会告示第2号（新潟県立学校臨時職員取扱規程の一部改正）
35ページ別記第2号様式のうち「新潟県教育員会」は、「新潟県教育委員会」の誤り。